



フェイスブック&インスタグラムでとっておきの富里を発信

[2016年12月16日]

市民参加型、富里の魅力見つけた！見つけて発信プロジェクト「とみっけ」が始動！

富里市在住、在勤・在学及び富里市に関心のある人達が、富里の魅力を共有してコミュニケーションを図る場をつくり、また、市内外に魅力的な地域資源を発信していくことを通じて、新たに富里へ関心を持つ人を増やしていくことを目指します。

是非、公式アカウントをフォローして参加してください！

皆さんからの投稿を、常時、お待ちしております。

テーマは「富里いいね！」あなたの好きな富里の風景を教えてください

自然や町並みの景観、日常生活風景などをはじめとした地域資源を掘り起こし、富里市の魅力に関連した情報を写真や動画などで発信していきます。

フォトコンテスト開催

富里のまちづくりの拠点、市民活動サポートセンター開設1周年を記念したイベントを平成29年3月に予定しています。

その際に、皆さんから投稿された写真の中から選考し「富里いいね！フォトコンテスト」を開催します。

来場者の投票で1位になった写真を投稿していただいた方に賞状を贈呈し、フェイスブックやホームページなどで写真を紹介します。

・選考対象の写真募集期間：

平成28年12月16日(金曜日)から平成29年2月28日(火曜日)

・投稿方法：

「フェイスブック」または「インスタグラム」でとみさと市民活動サポートセンター公式アカウントをフォローし、#富里いいね(ハッシュタグ富里いいね)を付けて投稿してください。

・注意事項：

投稿などご利用に当たっては「とみさと市民活動サポートセンター公式Facebook(フェイスブック)ページコミュニティガイドライン」、「とみさと市民活動サポートセンター公式Instagram(インスタグラム)ガイドライン」をご確認ください。

フェイスブック(Facebook)とインスタグラム(Instagram)について

フェイスブックもインスタグラムもSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の一つです。特に、インスタグラムは画像共有に特化したSNSです。

利用者は、閲覧、投稿、コメントなどを通じてコミュニケーションを図ることができます。



フェイスブックアプリの画像



インスタグラムアプリの画像

アカウントについて

フェイスブック

- ・ アカウント名: [とみさと市民活動サポートセンター](#)
- ・ #富里いいね(ハッシュタグ富里いいね)で、富里関連の画像を検索できます。
- ・ 利用方法:

スマートフォンやタブレットにフェイスブックアプリをダウンロードし「とみさと市民活動サポートセンター」で検索しフォローをお願いします。

ご自身のフェイスブックページで#富里いいね(ハッシュタグ富里いいね)で画像を投稿してください。

利用登録をしなくても、上記URLから閲覧ができます。

- ・ 注意事項:

投稿など、ご利用に当たっては「とみさと市民活動サポートセンター公式Facebook(フェイスブック)ページコミュニティガイドラインをご確認ください。

趣旨にそぐわない内容の投稿に関しては、削除させていただきます。

インスタグラム

- ・ アカウント名: [tomisapo](#)
- ・ #富里いいね(ハッシュタグ富里いいね)で、富里関連の画像を検索できます。
- ・ 利用方法:

スマートフォンやタブレットにインスタグラムアプリをダウンロードし「tomisapo」で検索しフォローをお願いします。

ご自身のインスタグラムページで#富里いいね(ハッシュタグ富里いいね)で画像を投稿してください。

フェイスブックアカウントをお持ちの方は、インスタグラムをインストールすれば同じアカウントで利用できます。


利用登録をしなくても、上記URLから閲覧ができます。


- ・ 注意事項:


投稿など、ご利用に当たっては「とみさと市民活動サポートセンター公式Instagram(インスタグラム)ガイドラインをご確認ください。

趣旨にそぐわない内容の投稿に関しては、削除させていただきます。

添付ファイル

 [とみさと市民活動サポートセンターFacebook\(フェイスブック\)ページコミュニティガイドライン \(ファイル名: fbgaidorain.pdf サイズ: 102.48KB\)](#)

 [とみさと市民活動サポートセンター公式Instagram\(インスタグラム\)ガイドライン \(ファイル名: gaidorain.pdf サイズ: 159.50KB\)](#)

 [とみさと市民活動サポートセンター公式ソーシャルネットワーキングサービスの運用に関する要綱 \(ファイル名: youkou.pdf サイズ: 152.44KB\)](#)



PDFファイルの閲覧には Adobe Reader が必要です。同ソフトがインストールされていない場合には、Adobe 社のサイトから Adobe Reader をダウンロード(無償)してください。

Instagramは、米国及びその他の国におけるInstagram, LLCの商標です。

Instagramとカメラロゴは、米国及びその他の国におけるInstagram, LLCの商標です。

お問い合わせ

富里市市民経済環境部市民活動推進課

電話: (市民協働推進班) 0476-93-1117 (市民安全班) 0476-93-1114

ファクス: 0476-93-9954

[お問い合わせフォーム](#)

[HOME](#) [市政情報](#) [協働のまちづくり](#) [市民活動サポートセンター](#)
[HOME](#) [市政情報](#) [協働のまちづくり](#) [協働のまちづくり](#)
[HOME](#) [お知らせ](#)

[ページの先頭へ](#)

[富里市ホームページについて](#) [個人情報保護について](#) [サイトマップ](#)

富里市役所 (法人番号1000020122335) 〒286-0292 千葉県富里市七栄652番地1
電話:0476-93-1111 ファクス:0476-93-9954
開庁時間:8時30分から17時15分(土曜、日曜、祝日、年末年始12月29日から1月3日は除く)

Copyright © City of Tomisato. All right reserved.

とみさと市民活動サポートセンター公式 Facebook ページ

コミュニティガイドライン

とみさと市民活動サポートセンター（以下「当センター」という。）の Facebook ページ（以下「本ページ」という。）へお越しいただきありがとうございます。本ページは、利用者みなさまに、富里市のまちづくりに関わる取り組みを紹介すると共に、さまざまな情報を共有及び取得し、コミュニケーションを図ることを目的としています。公式ページの円滑な運用・コミュニケーションを実現するために、コミュニティガイドラインを策定しています。

【運営について】

本ページの運営は、当センターが行い、まちづくりに関わる情報の発信や取得、活動団体の広報の場として活用いたします。なお、予告なく本ページの運営が終了、または削除される場合があります。

【対応時間】

当センターが投稿・コメントに関する返信を行う時間帯は、原則として、休所日（水・日曜日、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日）を除く9時から17時までとします。

【返信】

当センターでは、利用者みなさまからいただいた投稿に対して、可能な限り返信したいと考えておりますが、そのすべてに返信することは、お約束いたしかねますので、ご了承ください。

【注意事項】

- ・原則として、投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者に帰属します。ただし、投稿をもって、当該利用者は当センターに対して、投稿コンテンツを無償で使用（複製、加工、抜粋、公開、翻訳などを含む）する権利を承諾いただいたものとし、かつ、当センターに対して著作権等を行わないことに同意いただいたものとして扱います。
- ・投稿する写真内の肖像権、及びその他の権利は、利用者みなさまの責任において、被写体に関する投稿の承諾を得るなど必要な措置をとっていただいたうえで、ご投稿ください。
- ・当センターは、本ガイドラインを予告なしに変更することがあります。

【投稿に対する対応について】

当センターでは、利用者みなさまとのコミュニケーションを大切なものと考えておりますが、下記に挙げたような内容を含む投稿については削除しますので、ご了承ください。

- ・ 公序良俗または法令に反し、またはそれのおそれのある内容
- ・ 事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある内容
- ・ なりすまし、虚偽の内容詐欺
- ・ 有害なプログラムを投稿する行為
- ・ 第三者を差別、ひぼう中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- ・ 第三者の著作権、肖像権その他知的財産を侵害する行為
- ・ 本人の承諾なく個人情報をも特定・開示・漏えいする行為
- ・ 犯罪的行為に結びつき、またはそれのおそれのある内容
- ・ わいせつな表現などを含む不適切な内容
- ・ 政治活動、選挙活動、宗教活動
- ・ 自己の商品の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容
- ・ 本ページの運営にあたり当センターが不適切と判断した行為または内容

【問い合わせ】

本ページに関するすべてのご意見・ご要望・お問い合わせは

とみさと市民活動サポートセンター

0476-93-4123（9：00～17：00）

休館日（水・日曜日、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日）を除く

とみさと市民活動サポートセンター公式 Instagram (インスタグラム)
ガイドライン

1 目的

富里市在住、在勤・在学の方及び富里市に関心のある方々が、富里の魅力を共有してコミュニケーションを図る場をつくり、また、市内外に魅力的な地域資源を発信していくことを通じて、新たに富里へ関心を持つ人を増やしていくことを目的とします。

2 運営について

運営者は、とみさと市民活動サポートセンターです。

自然や町並みの景観、日常生活風景などをはじめとした地域資源を掘り起こし、富里市の魅力に関連した情報を写真や動画などで発信していきます。

4 運用方法

- (1) 利用者は、閲覧、投稿、コメントなどを通じてコミュニケーションを図ることができます。
- (2) コメントなど記事に対する反応を今後のまちづくり施策に活かします。ただし、行政施策への御意見、御要望について当アカウントでは受け付けておりません。
- (3) 寄せられたコメントへの返信は、お約束いたしかねますので、ご了承ください。

5 対応時間

当センターが投稿、コメントに関する返信を行う時間帯は、原則として、休所日(水・日曜日、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日)を除く9時から17時までとします。

6 投稿に対する対応について

投稿内容に関係のないコメントや、下記に挙げたような内容を含む投稿については削除しますので、ご了承ください。

- ・公序良俗または法令に反し、またはそれのおそれのある内容
- ・事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある内容
- ・なりすまし、虚偽の内容詐欺
- ・有害なプログラムを投稿する行為
- ・第三者を差別、ひぼう中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- ・第三者の著作権、肖像権その他知的財産を侵害する行為
- ・本人の承諾なく個人情報や特定、開示、漏えいする行為
- ・犯罪的行為に結びつき、またはそれのおそれのある内容
- ・わいせつな表現などを含む不適切な内容
- ・政治活動、選挙活動、宗教活動
- ・自己の商品の紹介、宣伝等の商業的行為を含む内容

・本ページの運営にあたり当センターが不適切と判断した行為または内容

7 注意事項

- (1) 原則として、投稿にかかる著作権等は当該投稿を行った利用者に帰属します。
ただし、投稿をもって、当該利用者は当センターに対して、投稿コンテンツを無償で使用（複製、加工、抜粋、公開、翻訳などを含む）する権利を承諾いただいたものとし、かつ、当センターに対して著作権等を行使しないことに同意いただいたものとしします。
- (2) 投稿する写真内の肖像権、及びその他の権利は、利用者みなさまの責任において、被写体に関する投稿の承諾を得るなど必要な措置をとっていただいたうえで、ご投稿ください。
- (3) 出所を明記しての転載も可能です。ただし、「無断転載を禁じます」などの注記がある場合は、この限りではありません。

8 免責事項

- (1) 掲載情報の正確性、完全性、有用性を完全に保証するものではありません。
- (2) 利用者が本インスタグラム情報を用いて行う一切の行為については富里市は責任を負うものではありません。
- (3) 利用者間のトラブル又は利用者と第三者のトラブルと、その被った被害については責任を負いかねますので御了承ください。
- (4) 予告なしに掲載した情報を変更又は削除し、サービスの運用を中断、または中止することがあります。また、本ガイドラインを予告なしに変更することがあります。
- (5) 上記のほか、生じたいかなる損害についても富里市は一切の責任を負いません。

9 問い合わせ

本ページに関するすべてのご意見、ご要望、お問い合わせは以下のとおりです。

とみさと市民活動サポートセンター

0476-93-4123（9：00～17：00）

休館日（水・日曜日、祝日、12月29日～1月3日、8月13日～8月15日）
を除く

とみさと市民活動サポートセンター公式ソーシャルネットワーキング
サービスの運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、とみさと市民活動サポートセンター（以下「サポートセンター」という。）がインターネットを介して市民等への情報提供、取得及び双方向でのコミュニケーションを図る媒体として活用するソーシャルネットワーキングサービスFacebook（以下「フェイスブック」という。）及びInstagram（以下「インスタグラム」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フェイスブック インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービスをいう。
- (2) インスタグラム スマートフォン端末を使い、インターネット上で写真や動画を共有できるサービスをいう。
- (3) コンテンツ フェイスブック上及びインスタグラム上で情報提供する内容を構成するテキスト文書、図画等の総称をいう。
- (4) とみさと市民活動サポートセンター公式フェイスブックページ サポートセンターがフェイスブック上に設置し、コンテンツを投稿したページをいう。
- (5) とみさと市民活動サポートセンター公式インスタグラムページ サポートセンターがインスタグラム上に設置し、コンテンツを投稿したページをいう。
- (6) アカウント とみさと市民活動サポートセンター公式フェイスブックページ及びインスタグラムページ（以下「公式ページ」という。）を設置及び運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(運用管理者及び運用担当者)

第3条 公式ページの適正かつ円滑な運用を図るため、市民経済環境部市民活動推進課長を公式ページ運用管理者（以下「運用管理者」という。）とし、公式ページの運用に関する管理を行うものとする。

2 運用管理者の所掌事務は、サポートセンターが所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

- (1) コンテンツの作成、修正及び削除に関すること。

(2) コンテンツ発信における調整に関すること。

3 市民経済環境部市民活動推進課に所属する職員及びサポートセンタースタッフのうち運用管理者が指定する者を公式ページ運用担当者（以下「運用担当者」という。）とし、運用管理者の許可を受け、アカウントの管理及びコンテンツの投稿を行うものとする。

4 運用担当者の所掌事務は、サポートセンターが所管する事務事業に関する次に掲げる事項とする。

(1) コンテンツの作成、修正及び削除に関わる総合調整に関すること。

(2) 情報の収集及び提案に関すること。

（アカウント）

第4条 フェイスブック上及びインスタグラム上で運用するアカウントは、とみさと市民活動サポートセンターとする。

（設定）

第5条 運用管理者は、成りすましによる誤情報の流出を防ぐため、公式ページと富里市公式ホームページにリンクを明示し相互性を持たせるものとする。

（運用管理者の責務）

第6条 運用管理者は、公式ページを適正に運用するため、次のいずれかに該当する情報を、掲載してはならない。

(1) 法令等に反する情報

(2) 事実に反する情報や利用者に誤解を与えるおそれのある情報

(3) 公序良俗に反する情報

(4) 特定の個人又は法人等の第三者をひぼう中傷し、名誉を毀損する内容の情報

(5) 特定の政治若しくは政党等、思想又は宗教に対する支持又は不支持を表明する内容の情報

(6) 前各号に掲げるもののほか、公式ページの運営に支障が生じるおそれのある情報

（個人情報の制限）

第7条 作成するコンテンツにおいて、個人情報に関わる内容については、富里市個人情報保護条例（平成27年条例第34号）の趣旨に基づき、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 市民等の個人名が画像、映像又は音声に含まれる場合は、必要最小限にとどめること。

(2) 市民等の個人を識別できる情報が画像、映像又は音声に含まれる場合は、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合を除き削除すること。

(3) 個人の電話番号及び電子メールアドレスは、原則として画像、映像又は音声に含まれないこと。

2 前項の規定にかかわらず、個人を特定できる画像等を掲載する場合において当該本人から承諾を得ているときはこの限りでない。

(著作権等の取扱い)

第8条 運用管理者は、公式ページを適正に運用するため、次の事項を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(1) 作成するコンテンツにおいて、著作権の帰属を確認し、争議に発展するおそれのある部分については、これを除外すること。

(2) 他者が著作権を有する著作物を利用する場合は、公式ページの利用についての使用許諾を得るとともに、第三者による複製、引用等に関する注釈をコンテンツ上に表示すること。

(3) 人物の映像等を使用する場合は、肖像権を侵害しないこと。

(運用ガイドライン)

第9条 フェイスブック及びインスタグラムの運用に関する基準については、それぞれ運用ガイドラインにより定める。

(運用の中止等)

第10条 運用管理者は、公式ページの運用において何らかの理由により不都合が発生した場合は、予告なしに運用を中止し、内容の変更や削除等を行うことができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

